

法人税法 解答速報

第69回税理士試験 法人税法解答速報 第4版(2019年8月9日 13:00現在)

解答は弊社独自の見解に基づき作成するもので、主催者の解答を保証するものではありません。
また、解答は予告なく変更することがあります。

〔第一問〕

問 1

(1) (11点)

(1) 会計期間の定めがある場合
法人の財産及び損益の計算の単位となる期間（以下「会計期間」という。）で、法令で定めるもの又は法人の定款、寄附行為、規則、規約等（以下「定款等」という。）に定めるものをいう。
(2) 会計期間の定めがない場合 次の場合には、それぞれの場合による会計期間又は期間をいう。
① 法令及び定款等に会計期間の定めがない場合には、設立等の日以後2月以内に会計期間を定めて納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。
② ①の届出をすべき法人（人格のない社団等を除く。）がその届出をしない場合には、納税地の所轄税務署長は、その会計期間を指定し、その法人に対し、書面によりその旨を通知する。①の届出をすべき人格のない社団等がその届出をしない場合には、その年の1月1日から12月31日までの期間とする。
(3) 会計期間が1年を超える場合
(1)又は(2)の期間が1年を超える場合には、その期間をその開始の日以後1年ごとに区分した各期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）をいう。

(2)

ケース1（1つにつき3点）

①	内国法人が事業年度の中途において解散（合併による解散を除く。）をした場合
②	その事業年度開始の日から解散の日までの期間及び解散の日の翌日からその事業年度終了の日までの期間

法人税法 解答速報

(2)続き

ケース 2

①	法人が事業年度の中途において合併により解散した場合
②	その事業年度開始の日から合併の日の前日までの期間

ケース 3

①	清算中の法人の残余財産が事業年度の中途において確定した場合
②	その事業年度開始の日から残余財産の確定の日までの期間

法人税法 解答速報

問 2

(1) (5点)

<p>交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの（一定の費用に該当するものを除く。）をいう。</p>

(2) (1つにつき1点)

1	専ら従業員の慰安のために行われる運動会等のために通常要する費用
2	飲食費で、参加者一人当たりの支出金額が5千円以下のもの（一定の書類を保存している場合に限る。）
3	カレンダー等の贈与費用で通常要する費用
4	会議費に関連して飲食物を供与するために通常要する費用
5	取材費等で通常要する費用

法人税法 解答速報

(3) (1つにつき2点)

①	<p>(1) 接待飲食費の額の50%相当額</p> <p>(2) 中小法人等については、定額控除限度額をもって、(1)の金額とすることができる。</p> <p>(注) 定額控除限度額とは、次の金額をいう。</p> $800 \text{ 万円} \times \frac{\text{その事業年度の月数}}{12}$ <p>この規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に定額控除限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。</p>
②	接待飲食費の額の50%相当額

(4) (4点)

接待飲食費とは、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。）であって、その旨につき一定の方法により明らかにされているものをいう。

法人税法 解答速報

(5) (1つにつき4点)

事実 関係	該当の可否とその理由
1	<p>交際費等に該当する。</p> <p>交際費等から除かれる売上割戻しとして認められるのは、得意先である事業者に対し、売上割戻し等として一定の基準による金銭や事業用資産又は少額物品の交付に限られるため、旅行招待費用は、接待等の費用として交際費等に該当する。なお、たまたまその旅行、観劇等に参加しなかった得意先に対し、その預り金等として積み立てた金額の全部又は一部に相当する金額を支払ったとしても、その支払った金額は交際費等に該当する。</p>
2	<p>交際費等に該当しない。</p> <p>法人の工場内、工事現場等において、無事故等の記録が達成されたことに伴い、その工場内、工事現場等において経常的に業務に従事している下請企業の従業員等に対し、自己の従業員等とおおむね同一の基準により表彰金品を支給するために要する費用は、その法人の従業員等と同じ勤務状況であるため、業務委託のために要する費用等として、交際費等に該当しない。</p>
3	<p>交際費等に該当する。</p> <p>本問謝礼等は、駐車誘致行為に対する運転手等への謝礼すなわち贈答に該当し、接待等であり、交際費等から除かれる費用に該当しないため、交際費等に該当する。</p>

法人税法 解答速報

〔第二問〕

問 I

租税公課・納税充当金に関する事項

問 1

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び 留保・流出の別)	計 算 過 程
納税充当金支出事業税等 (減算留保) 3,490,000 円★	
損金経理納税充当金 (加算留保) 48,750,000 円★	$(20,610,000 + 18,240,000) - 36,800,000 + 46,700,000 = 48,750,000$ 円
損金経理附帯税等 (加算社外流出) 250,000 円★	$110,000 + 80,000 + 60,000 = 250,000$ 円
損金経理法人税 (加算留保) 12,990,000 円★	$13,100,000 - 110,000 = 12,990,000$ 円
損金経理住民税 (加算留保) 2,740,000 円★	$2,800,000 - 60,000 = 2,740,000$ 円
未払事業所税否認 (加算留保) 1,080,000 円★	
役員給与損金不算入額 (加算社外流出) 20,000 円★	
仮払税金認定損 (減算留保) 19,700,000 円★	$13,100,000 + 3,800,000 + 2,800,000 = 19,700,000$ 円

法人税法 解答速報

リース取引に関する事項

問 2

所有権移転外リース取引又は 所有権移転リース取引の いずれに該当するか	判 断 の 理 由
所有権移転リース取引に該当★	リース期間終了後に無償で当社に譲渡されるため★

問 3

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び 留保・流出の別)	計 算 過 程
なし★	(1) 償却限度額 ① 普通 $(48,000,000 + 400,000 + 2,600,000) \times 0.200$ $= 10,200,000 \text{円} \geq (48,000,000 + 400,000$ $+ 2,600,000) \times 0.06552 = 3,341,520 \text{円}$ $\therefore 10,200,000 \times \frac{7}{12} = 5,950,000 \text{円} \star$ ② 特別 (新品と判断して特別償却適用) $(48,000,000 + 400,000 + 2,600,000) \times 30\%$ $= 15,300,000 \text{円}$ ③ ①+②=21,250,000円 (2) 償却超過額 $(800,000 \times 7 + 400,000 + 2,600,000) - (1)$ $= \Delta 12,650,000$ $12,650,000 \text{円} < 15,300,000 \text{円}$ $\therefore 12,650,000 \text{円} 1 \text{年間繰越} \star$

法人税法 解答速報

有価証券・受取配当等に関する事項

問 4

みなし配当金の金額	計 算 過 程
1,140,000 円★	$3,500,000 - 80,000,000 \times \ast 0.295 \times \frac{14,000}{140,000}$ $= 1,140,000 \text{円}$ $\ast \frac{35,000,000}{400,000,000 - 281,000,000} = 0.2941\dots$ $\rightarrow 0.295 \text{★}$

問 5

計 算 過 程
(有価証券) 加算項目 B社株式計上もれ (1) 会社計上 $500 \times 14,000 \text{株} - 3,142,650 = 3,857,350 \text{円}$ (2) 税務上 $500 \times 14,000 \text{株} - 500 \times 14,000 \text{株} \times 0.295 = 4,935,000 \text{円★}$ (3) (2)-(1) = 1,077,650 円 D社株式計上もれ (1) 会社計上 $160 \times 40,000 \text{株} + 145 \times 20,000 \text{株} + 130 \times 15,000 \text{株} - 160 \times 15,000 \text{株} = 8,850,000 \text{円}$ (2) 税務上 ① $160 \times 40,000 \text{株} + 145 \times 20,000 \text{株} + 130 \times 15,000 \text{株} \div 75,000 \text{株} = 150 \text{円}$ ② $150 \times 60,000 \text{株} = 9,000,000 \text{円★}$ (3) (2)-(1) = 150,000 円

法人税法 解答速報

問5 続き

減算項目

E社株式評価損計上もれ

$$(450-405) \times (20,000 \text{株} - 10,000 \text{株}) = 450,000 \text{円}$$

(受取配当等の益金不算入額)

外国子会社配当等の益金不算入額

$$400,000 - 400,000 \times 5\% = 380,000 \text{円}$$

受取配当等の益金不算入額

(1) 短期所有株式等に係る配当等の額(D株式)

$$15,000 \times \frac{60,000 \times \frac{20,000}{40,000 + 20,000}}{60,000 + 15,000} = 4,000 \text{株} \star$$

法人税法 解答速報

問5 続き

$$600,000 \times \frac{4,000}{60,000} = 40,000 \text{円} \star$$

(2) 配当等の額

① 関連法人株式等 $600,000 - 40,000 = 560,000 \text{円} \star$

② その他株式等
 $1,140,000 + 780,000 = 1,920,000 \text{円} \star$

③ 非支配目的株式等 $100,000 \text{円} \star$

(3) 控除負債利子の額

① 当期支払負債利子
 $1,280,000 + 3,300,000 + 600,000 + 540,000 + 2,930,000 + 950,000 = 9,600,000 \text{円} \star$

② 総資産簿価
 $395,522,000 + 1,300,000 + 299,238,000 + 1,500,000 = 697,560,000 \text{円} \star$

③ 関連法人株式等の簿価 $9,000,000 \text{円} \star$

④ 原則法

$$\text{①} \times \frac{\text{③}}{\text{②}} = 123,860 \text{円} \star$$

⑤ 簡便法

(イ) $\frac{144,100 + 133,600}{9,720,000 + 9,430,000} = 0.0145 \dots \rightarrow 0.014 \star$ (小数点以下3位未満切捨)

(ロ) $9,600,000 \times 0.014 = 134,400 \text{円} \star$

(4) 益金不算入額

① 原則法

$$((2)① - (3)④) + 1,920,000 \times 50\% + 100,000 \times 20\% = 1,416,140 \text{円}$$

② 簡便法

$$((2)① - (3)⑤) + 1,920,000 \times 50\% + 100,000 \times 20\% = 1,405,600 \text{円}$$

③ ① > ② $\therefore 1,416,140 \text{円}$

(控除所得税額)

法人税額控除所得税額

(1) 株式出資

① 個別法

$$159,276 + 122,520 \times \frac{40,000}{60,000} + 122,520 \times \frac{20,000}{60,000} \times \frac{1}{12} (0.084) + 20,420 \times \frac{5}{12} (0.417) \\ = 252,901 \text{円} \star$$

法人税法 解答速報

問5 続き

② 簡便法

$$159,276 + 122,520 \times \frac{40,000株 + (60,000株 - 40,000株) \times \frac{1}{2}}{60,000株} (0.834)$$

$$+ 20,420 \times \frac{0 + (20,000株 - 0) \times \frac{1}{2}}{20,000株} (0.500) = 271,667 \text{ 円}$$

③ ① < ② ∴ 271,667 円

(2) その他

357,350 円★

(3) (1)+(2)=629,017 円

加算調整すべき項目及び金額 (留保・流出の別)

B社株式計上もれ (留保) 1,077,650 円★

D社株式計上もれ (留保) 150,000 円★

法人税額控除所得税額 (社外流出) 629,017 円★

外国源泉税の損金不算入額 (社外流出) 40,000 円

減算調整すべき項目及び金額 (留保・流出の別)

E社株式評価損計上もれ (留保) 450,000 円★

外国子会社配当等の益金不算入額 (※社外流出) 380,000 円

受取配当等の益金不算入額 (※社外流出) 1,416,140 円★

法人税法 解答速報

問Ⅱ

棚卸資産に関する事項

問 6

(法人税法上甲社適用される当該棚卸資産に係る評価方法)
評価方法を選定しなかった場合又は選定した評価方法により評価しなかった場合には、最終仕入原価法により算出した取得価額による原価法とする。★

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び 留保・流出の別)	計 算 過 程
H 商品評価損否認 (加算留保) 600,000 円★	1,300,000 - (2,400,000 - 1,200,000) = 100,000 円
I 商品評価損否認 (加算留保) 1,900,000 円★	
J 商品評価損否認 (加算留保) 100,000 円★	

減価償却資産に関する事項

問 7

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び 留保・流出の別)	計 算 過 程
(K 建物) (加算留保) 40,000 円★	(1) 償却限度額 $40,000,000 \times 0.9 \times 0.020 \times \frac{6}{12} = 360,000 \text{ 円} \star$ (2) 償却超過額 $400,000 - 360,000 = 40,000 \text{ 円}$

法人税法 解答速報

問7 続き

<p>(L機械装置) (加算留保) 96,277円★</p>	<p>(1) 償却限度額 $(6,950,646 + 68,400) \times 0.286 = 2,007,447$円 $> 13,500,000 \times 0.08680 = 1,171,800$円 $2,007,447 \times \frac{6}{12} = 1,003,723$円★</p> <p>(2) 償却超過額 $1,100,000 - 1,003,723 = 96,277$円</p>
<p>(M器具備品) (減算留保) 30,000円★</p>	<p>(1) 損金算入限度額 $180,000 \times \frac{6}{36} = 30,000$円★</p> <p>(2) 損金算入限度超過額 $0 - 30,000 = \Delta 30,000$ $30,000$円 $< 120,000$円 $\therefore 30,000$円</p>

役員給与に関する事項

問8

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び 留保・流出の別)	計 算 過 程
<p>(Nに関して)</p>	<p>臨時改定事由による改定であるため、調整すべき金額はない★</p>

法人税法 解答速報

役員給与に関する事項

問 8

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び 留保・流出の別)	計 算 過 程
(〇に関して) (加算社外流出) 600,000 円★	非常勤であり、合併法人と被合併法人の取締役を兼務し、双方から役員給与の支給を受けていた取締役について、合併後も合併前のそれぞれの法人における職務を遂行することとなった場合において、合併後の役員給与を2社で支給していた給与の合計額に改定した事例に該当しないため 10万円×6月=600,000円★

繰越欠損金に関する事項

問 9

(欠損金額の当期控除額及びその計算過程) $6,640,000 + 1,500,000 + 1,690,000 + 3,530,000 + 480,000 = 13,840,000$ 円★ $> 17,680,000 \times 50\% = 8,840,000$ 円 ∴ 8,840,000 円★欠損金額の当期控除額

第 69 回 税理士試験 法人税法 講評

第一問

- 問 1 事業年度については、テキスト等に記載されていたところは、できていてほしいところ
です。
- 問 2 交際費等は、事実関係について全部正解は困難ですが、他は理論集どおりですので、正確
な解答がほしいところです。

第二問

- 問 1 納税充当金については難易度が高めでしたが、他の調整項目については、問題集レベルで
したので、確実に点数を取りたいところです。
- 問 2 問 1 と同様ですので、点数を落とせないところです。
- 問 3 別解が生じるところであり、コメントがほしいところです。
- 問 4 問題集レベルであり、答練で出題したものより、難易度が低いですので、得点源としたい
ところです。
- 問 5 同じく問題集レベルであり、ケアレスミスは 1～2 ぐらいに押さえてほしいところです。
- 問 6 戸惑った方もいらっしゃると思いますが、基本に戻って解答してほしいところです。
- 問 7 組織再編成ですが、問題集レベルの問題です。1 つ 2 つ正解してほしいところです。
- 問 8 判断に迷うところですが、1 つは正解がほしいです。
- 問 9 甲社の資本金が 1 億円超であることに気づいてほしかったところです。

予想合格ボーダーライン

以上を踏まえての合格のボーダーラインは次のとおりとなります。

第一問	第二問	合計
32 点	34 点	66 点